



平成25年9月2日

港 湾 局

技術企画課 技術監理室

港湾の施設の技術上の基準に係る「登録確認機関」の登録の更新について

この度、港湾法第五十六条の二の三に基づき登録確認機関として登録されている、一般財団法人 沿岸技術研究センターから登録の更新申請があり、平成25年8月24日に登録の更新を行いましたのでお知らせします。

つきましては、登録更新通知書の伝達式を、下記のとおり執り行います。

記**1. 登録確認機関（更新）**

一般財団法人 沿岸技術研究センター（初回登録日 平成19年8月24日）

2. 登録更新通知書の伝達

（1）日時：平成25年9月3日（火）13：00

（2）場所：国土交通省 港湾局長室

取材希望の方は、事前にご連絡を頂きますようお願い致します。

※参考 登録確認機関とは

港湾の施設の技術上の基準（以下、技術基準）を定める省令の改正による性能規定化に伴い、平成19年度から創意工夫を活かした新たな設計方法や特殊構造の採用が可能となり、設計の合理化が図られました。一方、性能規定化に伴い多様な設計方法が可能となったことから、公共の安全その他の公益上影響が著しい施設に対しては、安全性を適切に確保するため、国土交通大臣または国土交通大臣の登録を受けた者（登録確認機関）が技術基準への適合性を確認する適合性確認制度が併せて導入されました。

平成25年8月現在、一般財団法人 沿岸技術研究センター、一般社団法人 寒地港湾技術研究センターの二者が登録確認機関として登録を受けており、本登録は三年ごとに更新することが港湾法で規定されています。

【問い合わせ先】

港湾局 技術企画課 技術監理室

代表 03-5253-8111 内線 原田(46602)、福永(46613)

直通 03-5253-8681

FAX 03-5253-1652